



【チラシ有効期限 R8 (2026) .4.1~R9 (2027) .3.31】

# 柏崎市 I T 商品開発支援補助金

情報産業は、若者や女性の雇用創出、ものづくり産業の情報化等が期待できる、本市の成長産業の一つです。情報産業の更なる発展を目指し、新たな製品・サービスの創出を支援します。

【補助金額】最大 **300万円** 【募集件数】 **1件**

対象事業	新製品・新技術を開発する事業等（既存の製品及び技術の改良を含む。）で、事業計画の認定を受けたもの。 <b>※令和9年（2027年）2月末日までに補助事業が完了する必要があります。</b>
対象者	次の各号のいずれにも該当する中小企業者 (1) 情報通信業のうち情報サービス業及びインターネット附随サービス業を主たる事業として営む方 (2) 市内に本社又は主たる事業所を有する方 (3) 引き続き1年以上事業を営んでいる方 (4) 市税を滞納していない方 (5) 他に同種の補助金等の申請をしていない方
対象経費	次の各号に掲げるもののうち、補助事業の執行に必要と認められる経費 (1) 大学に対して支払う共同（委託）研究費 (2) 開発・改良に係る人件費（直接従事する者の直接作業時間に対するものに限る。） (3) 外部委託費（補助対象経費の2分の1以内とする。） (4) 技術指導に対する謝金 ※ 消費税及び地方消費税は、対象外とします。
助成金額	【補助率】 (1) 新製品・新技術を開発する事業 対象経費の2分の1以内（1,000円未満切捨て） (2) 大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学をいう。）との連携により、共同で新製品・新技術を開発する事業 対象経費の3分の2以内（1,000円未満切捨て） 【補助上限額】300万円 <b>本制度は、事業計画書の提出が必要（応募制）です。事業の概要についてヒアリングを行い、審査の上、採択事業を決定します。</b> 【事業計画書の受付期間】 <b>令和8年（2026年）5月7日（木）から5月29日（金）まで</b>
申請書類	次の書類を揃えて1部提出してください。 (1) 柏崎市 I T 商品開発支援補助金事業計画認定申請書 (2) 登記事項証明書及び定款（定款は原本証明がされたもの） (3) 補足資料（開発品の概略図や説明図等） ※ 同一法人・同一事業者による申請書の提出は、1件に限ります。 ※ 提出書類は、返却しません。上記以外に追加資料の提出を求める場合があります。
問い合わせ	柏崎市産業振興部ものづくり振興課（21-2326）

## 補助金交付手続の流れ・ご用意いただくもの

### 1 事業計画書の提出から採択決定までの流れ

- (1) 事業計画書（添付書類を含む。）を提出（申請事業者⇒市） ※必要部数は1部です。

《ご用意いただくもの》

- ・事業計画書（市ホームページからダウンロードできます。）
- ・登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ・定款
- ・開発品の概略図や説明図等

- (2) ヒアリング・審査を実施（市）

ヒアリングの実施日は、申請事業者に別途お知らせします。 ※申請から1月後を予定。

- (3) 事業の採択・不採択の結果を通知（市⇒申請事業者）



### 2 交付申請から交付決定までの流れ

- (1) 交付申請書（添付書類を含む。）を提出（採択事業者⇒市）

《ご用意いただくもの》

- ・交付申請書（採択事業者の方に個別にお渡しします。）
- ・柏崎市IT商品開発支援補助金事業採択通知書
- ・直近の市税完納証明書

- (2) 審査の上、交付決定を通知（市⇒採択事業者）

交付決定通知書の受理後、補助事業を実施してください。補助対象経費は、交付決定通知書の日付以降に発注したものが対象になりますので、注意してください。



### 3 補助対象設備導入・支払完了後から補助金支払までの流れ

- (1) 実績報告書の提出（交付決定事業者⇒市）

《ご用意いただくもの》

- ・実績報告書（交付決定事業者の方に個別にお渡しします。）
- ・支払を証する書類（見積書、納品書、請求書、領収書等の写し）
- ・成果品写真及び概要図等

- (2) 報告会の実施（交付決定事業者⇒市）

実施日は別途お知らせします。 ※3月上中旬を予定。

- (3) 補助金の支払い（市⇒交付決定事業者）

報告会を実施後、おおむね30日後にお支払いします。